

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程の一部改正について

1 改正の趣旨

当機構が地方独立行政法人化後に新設した手当について、支給の必要性や実際の運用などを検討した結果、次の3つの手当を廃止する。

2 改正の内容

次の手当を廃止する。

- (1) 院長補佐手当
- (2) 診療応援手当
- (3) 業務執行理事手当

3 改正する規則

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（第30条の3、第30条の4及び第30条の8）

4 施行期日

平成31年4月1日

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第30条の2 (略) (院長補佐手当) 第30条の3 (削除)</p> <p>(診療応援手当) 第30条の4 (削除)</p> <p>第30条の5～第30条の7 (略) (業務執行理事手当) 第30条の8 (削除)</p> <p>第31条～第33条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第30条の2 (略) (院長補佐手当) 第30条の3 院長補佐手当は、組織規程第17条第1項に定める院長補佐に対して、その職務の特殊性に基づき支給する。 2 院長補佐手当の月額は、5万円とする。 3 前2項に規定するもののほか、院長補佐手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。 (診療応援手当) 第30条の4 診療応援手当は、通常勤務する病院以外の法人内の病院で次に掲げる業務に従事した職員に支給する。 (1) 欠員等が生じた病院を支援するために実施する診療応援 (2) 手術等に係る診療応援 2 前項の手当の額は、応援業務1回につき、2万円(1回の勤務時間が3時間未満の場合にあつては1万円)とする。 3 前2項に規定するもののほか、診療応援手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。 第30条の5～第30条の7 (略) (業務執行理事手当) 第30条の8 業務執行理事手当は、組織規程第7条の2に定める業務執行理事に対して、その職務の特殊性に基づき支給する。 2 業務執行理事手当の月額は、5万円とする。 3 前2項に規定するもののほか、業務執行理事手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。 第31条～第33条 (略)</p>